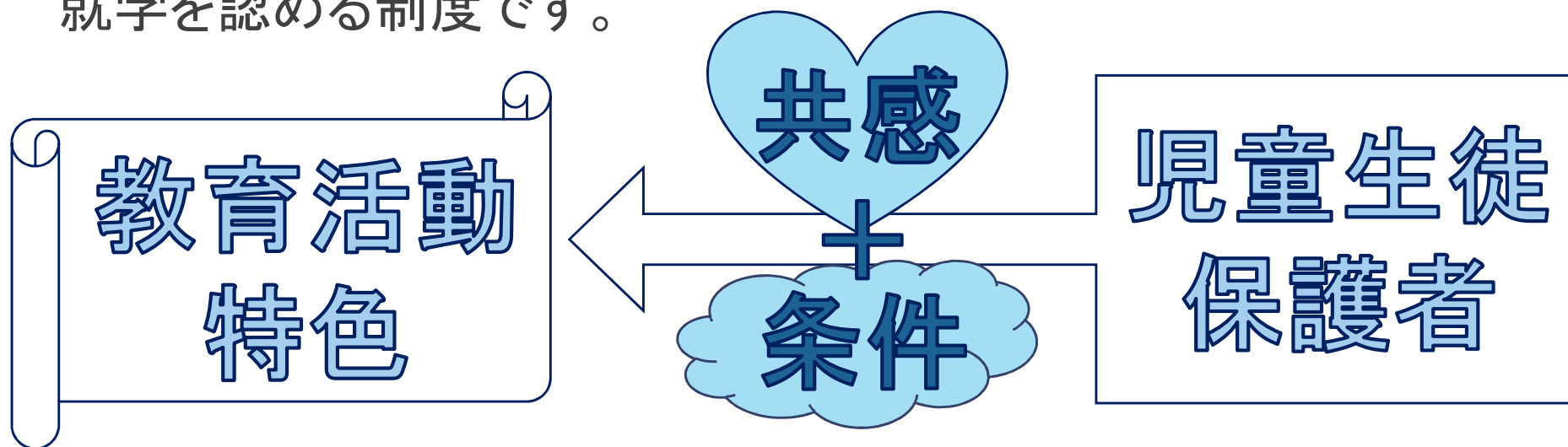


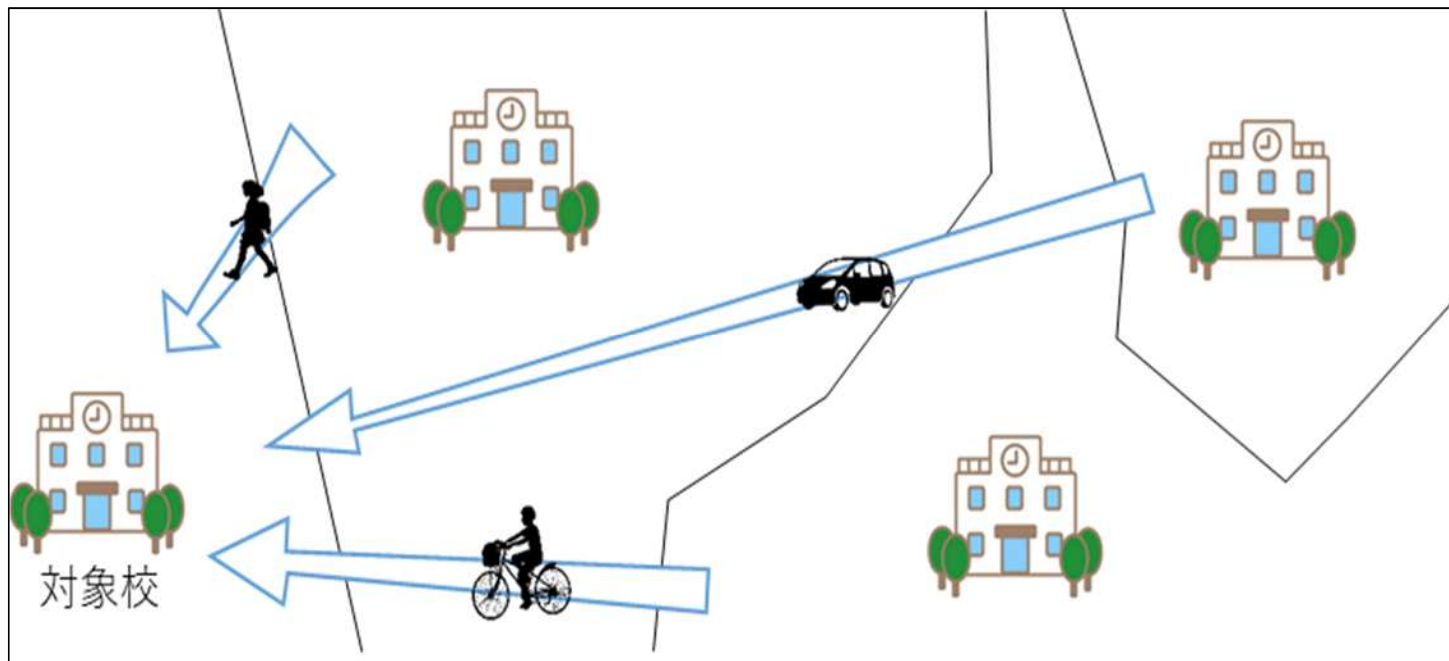
方策協議について

1 特認校制度(学校選択制)

・通常の学区とは異なり、通学区域を広げて児童・生徒の募集を行う制度です。本制度は、当該学校の教育活動・特色に共感をもつ児童・生徒、保護者が希望し、転入学許可条件をもとに教育委員会が就学を認める制度です。



1 特認校制度(学校選択制)



1 特認校制度(学校選択制)

- ・実施にあたって、特色ある教育活動、通学方法、地域の活動への協力等の配慮が必要。
- ・受け入れる学校の体制づくり、広報等、綿密な計画が必要。

1 特認校制度(学校選択制)

期待される効果

小規模校としての課題が一時的に解消される。

- ①児童・生徒数の増加 ➡ 学級数の増加 ➡ 教員数の増加
- ②クラス替えの実施(児童・生徒の人間関係の固定化解消)
- ③児童・生徒の活動機会の拡充
(委員会、クラブ活動、部活動等の数の増加)

2 本市の現状

本市の特認校の特色（桜山小、白山中）

外国語・外国語活動、道徳教育、生徒指導

過去5年間の入学者数

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
桜山小	9	23	17	10	21	5	85
白山中	5	12	18	13	14	25	87
計	14	35	35	23	35	30	172

2 本市の現状

実施にいたるまで(準備期間等)

H26 教育委員会会議で協議(7月・8月)

H27 周知

H28～30 モデル校としての試行期間(小中連携)
小中一貫教育に向けた研究・準備

H31(R1) 開校(小中一貫)

3 小中一貫教育

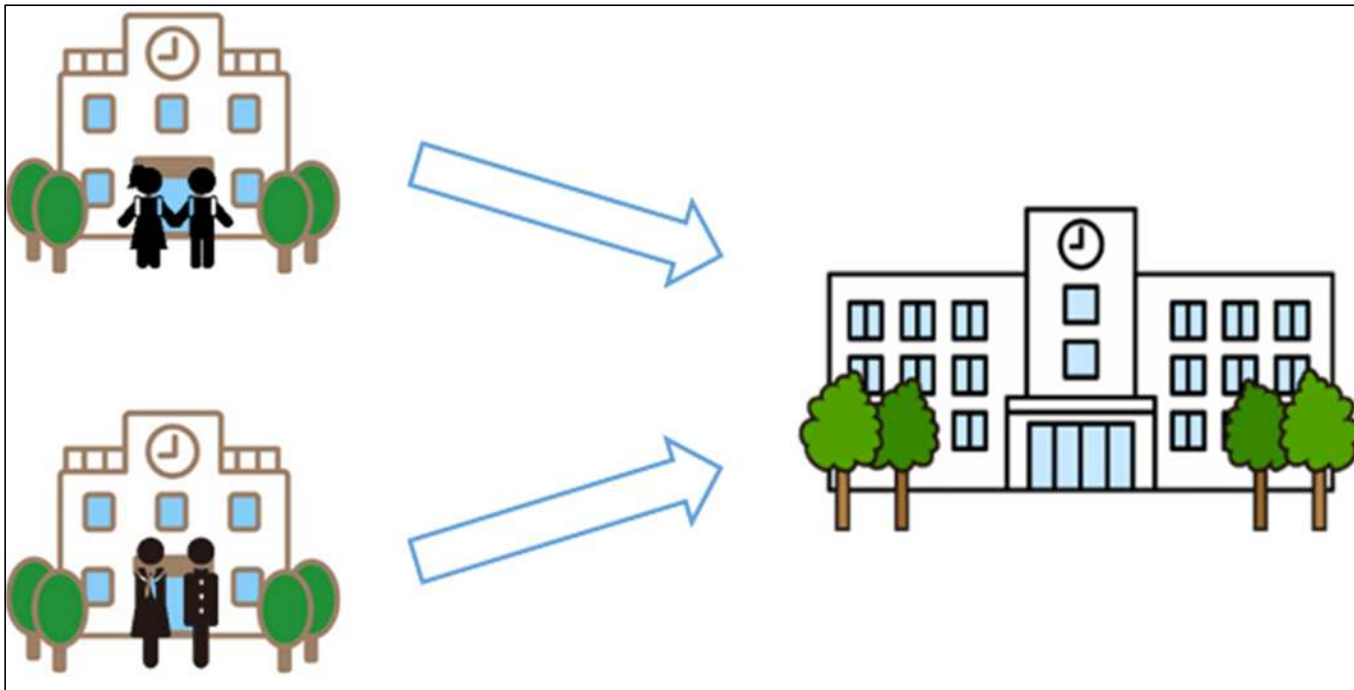
小・中学校9年間の教育課程を編成し、学びと育ちの連続性を重視した教育

ねらい・期待される効果



- | | | |
|---------------|---|-----------|
| ○中学校入学時の円滑な接続 | → | 中1ギャップの解消 |
| ○学習意欲の向上 | → | 確かな学力の向上 |
| ○教職員の交流・活性化 | → | 児童・生徒理解 |

3 小中一貫教育



4 小中一貫教育（義務教育学校）

義務教育学校とは...

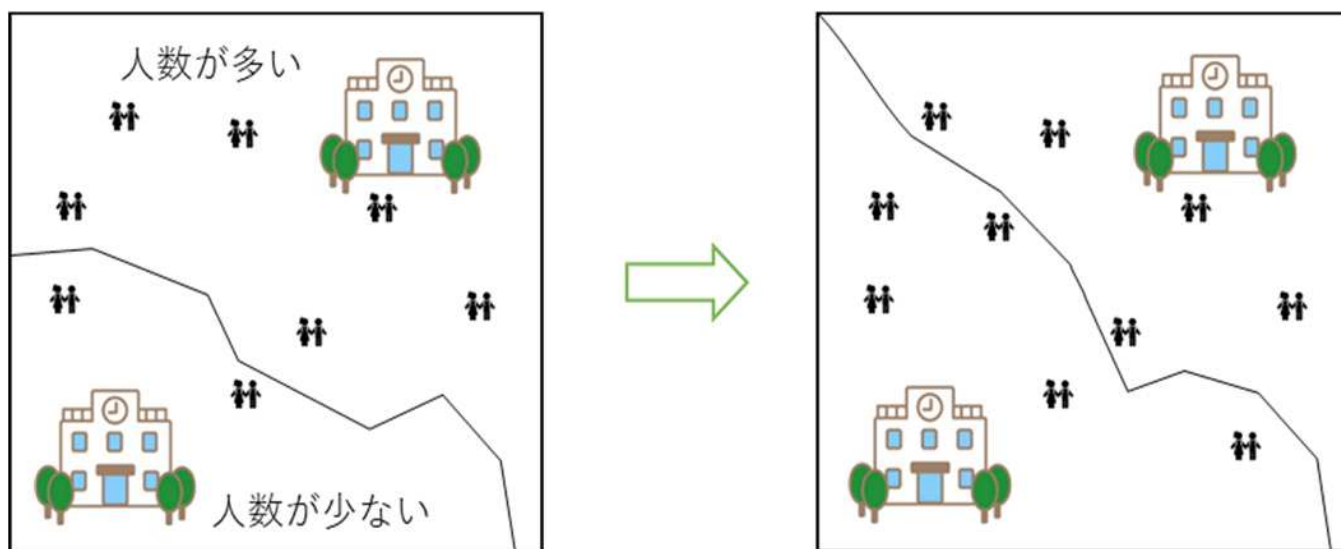
1人の校長のもと、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統を確保した教育課程を編成・実施する学校。

5 小中一貫教育の比較

小中一貫教育		
種別	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
施設	施設一体型 施設隣接型 施設分離型	
校長	それぞれ配置	1名
職員組織	それぞれ別の教職員組織	1つの教職員組織
修行年限	小学校6年 中学校3年	9年間 (前期課程6年+後期課程3年)
適正規模 学級数	小学校 12～18学級 中学校 9～18学級	18～27学級を標準 (学校教育法施行規則)

6 通学区域の見直し

通学区域を見直し、適正規模となるようにする方法です。



7 統合・再編

学校を統合・再編して、より規模の大きい学校とする方法です。

